別表第５（第３条関係）

１　住宅耐震化補助

　(３)　耐震改修計画・工事費パッケージ型補助

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす者（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。  １　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けた者を除く。）を所有する者  　(１)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  　(２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  　(３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  ２　所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下  の者  ３　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者又は当該所有する者が高齢者の場合は、その二親等以内の親族  ４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。） |
| 補助率 | 耐震改修計画策定費：３分の２、耐震改修工事費：５分の４ |
| 補助金の額 | 耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費に補助率を乗じた額（20万円を上限とする。）及び耐震改修工事に要する経費に補助率を乗じた額（100万円を上限とする。）を合計した額（千円未満の端数切捨て）とする。  ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。 |
| 適用除外する事項 | － |
| 上乗せ補助 | １　市の住民基本台帳に登録している者については、次のとおり補助金を上乗せして交付する。  ２　補助事業の対象となる経費が300万円以上の場合は30万円とする。 |
| その他の  事項 | １　耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。  ２　事業者グループを構成する事業者において、実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。  ３　「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点0.7以上の場合に限る。）」又はわが家の耐震改修促進事業における「住宅耐震改修工事費補助（部分改修型工事）」の補助金を受けたことがある住宅でないこと。 |